

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和55年10月から59年3月まで

私は、社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料が納付されていないとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については、私は学生であったので、母親が国民年金保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②については、昭和62年に自宅を新築する際に建設費用の一部を金融機関(A事業団)から融資してもらったが、融資の要件として「国民年金保険料を15年間納付していることが必要である」と言われたため、当該期間の未納分保険料を全額支払った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和47年4月以降に払い出されていることが確認できるほか、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立期間直後の46年度及び47年度の保険料が2か年分まとめて47年7月21日に納付されていることが確認でき、その時点で当該期間の保険料は過年度納付していることを踏まえると、申立期間①の保険料も納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間②の直後の昭和59年4月から国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立期間②は申立人の夫が国家公務員共済の被保険者であるため、申立人は任意加入の対象者である上、未加入期間となっており、国民年金の任意加入に係る保険料は、制度上、加入日前の月にさかのぼって納付することはできない。

なお、申立人が昭和62年に受けたとする住宅融資の要件として、「国民年金保険料を15年間納付していることが必要である」と主張しているため、A事

業団の住宅融資について調べたところ、「国民年金の加入期間が通算3年以上であって、かつ、申込月前月までの2年間の国民年金保険料を納付していること」が融資の要件となっていることが確認できることから、申立人の保険料の納付状況からみて、申立人がA事業団の住宅融資を受けた昭和62年には既に前述の融資の要件を満たしていたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料の納付を行ったことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに同期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年8月まで

私は、社会保険事務所に私の年金記録確認の申出を行ったところ、厚生年金保険の資格を喪失した昭和50年10月から52年8月までの国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

退職前の会社では、保険関係の事務もやっており、会社を辞めたら国民年金に加入して国民年金保険料を納付すべきことは十分認識しており、苦しい家計の中から保険料を納付した記憶があるので当該期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人の夫が昭和52年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の昭和53年2月に夫婦連番で払い出されており、夫婦共に52年9月分から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は申立期間においては任意加入の対象者であることから、制度上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年2月時点で申立期間にさかのぼって国民年金の被保険者となることはできなかつたものと考えられるとともに、申立人について別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を行ったことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで

私は、A社（県外）で受付事務をしていた前任者が出産のため退社することとなっていたため、昭和 52 年 4 月ごろ同社に入社し、正社員として同年 12 月ごろまで勤務していた。しかし、この期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、社会保険事務所から記録が無いと言われた。

申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は持っていないが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、申立期間を含む昭和52年1月から同年12月までのA社における厚生年金保険の被保険者資格取得状況を調査したところ、申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に被保険者資格を取得している形跡は見られない。

また、入社時期について申立人自身が「はっきりとは覚えていない。」としている上、i) 申立人の前任者の厚生年金保険加入期間が昭和 52 年 4 月 23 日から同年 11 月 26 日までとなっており、後任者である申立人の申立期間とほぼ重複していること、ii) 同僚の証言によれば、「前任者の勤務期間の後半の数か月は申立人と勤務が重複していた。」としていることなどから、申立人が申立期間のすべての期間においてA社に勤務していたとは考え難い。

さらに、前述の同僚の供述及び前任者の加入記録から判断すると、申立人は申立期間の中ごろに入社したものと推認されるが、当該同僚は「昭和 52 年 1 月 20 日から同年 12 月 30 日の期間においてA社に勤務していた。」と述べているにもかかわらず、同僚の厚生年金保険の加入記録が入社から半年後の 52 年 7 月 26 日から同年 12 月 31 日までとなっていることが確認できる上、申立期間当時の同社の労務管理の担当者が、「A社では試用期間が3か月ぐらいはあったと思うが、勤務成績優秀者は1か月で正社員にしていた。」と述べている

ことから、同社では入社した者を当初の一定期間厚生年金保険に加入させていなかった可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 28 日から 7 年 11 月 18 日まで
私が勤務していたA事業所における厚生年金保険に係る標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額と相違していることがわかった。申立期間の標準報酬月額を実際にもらっていた給与額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る標準報酬月額については、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人がA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 6 年 11 月 28 日より後の 7 年 1 月 12 日付けで、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額を 20 万円から 15 万円に引き下げる訂正処理が行われており、同年 10 月 1 日付けで標準報酬月額が 14 万 2 千円になっていることが認められる。

しかし、申立人が提出した「平成 6 年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除額と、社会保険庁が管理するオンライン記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額から推計した保険料額とはほぼ一致している。

また、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者は「厚生年金保険料額の計算は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に私が行っていた。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。